

議案第90号

入間市手数料条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年11月30日提出

入間市長 杉島理一郎

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

## 入間市手数料条例の一部を改正する条例

入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表48の項事務の種類欄中「第3項」を「第5項」に改め、同項金額欄中「1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。」を削り、同欄第1号を削り、同欄第2号中「住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。次項において同じ。）」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。次項において「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。次項において同じ。）又はこれら」に、「ア 一戸建ての住宅 23,000円」を

「ア 一戸建ての住宅

新築の場合 8,000円 に、

増築又は改築の場合 13,000円」

「イ 共同住宅等 72,000円を申請戸数で除して得た額」を

「イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。次号において同じ。）

新築の場合 17,000円

増築又は改築の場合 25,000円 」

に改め、同号を同欄第1号とし、同欄第3号中「前二号」を「前号」に改め、「を申請戸数で除して得た額」を削り、同号を同欄第2号とし、同欄第4号中「前三号」を「前二号」に改め、「申請戸数で除して得た額を」を削り、同号を同欄第3号とし、同表49の項金額欄中「1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。」を削り、同欄第1号を削り、同欄第2号中「住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書」を「住宅品質確保法第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれら」に、「第2号」を「第1号」に改め、同号を同欄第1号とし、同欄第3号中「前二号」を「前号」に、「第3号」を「第2号」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄第4号中「前三号」を「前二号」に改め、「申請戸数で除して得た額を」を削り、

同号と同欄第3号とし、同表50の項事務の種類のカラム「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同項金額のカラム「1戸につき、」を削り、同表51の項金額のカラム「1戸につき、」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の入間市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の入間市手数料条例別表48の項及び49の項の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の入間市手数料条例別表48の項中「1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「次の各号に定める額」と、「13,000円を申請戸数で除して得た額」とあるのは「13,000円」と、「21,000円を申請戸数で除して得た額」とあるのは「21,000円」と、「申請戸数で除して得た額を加算した額」とあるのは「加算した額」と、同表49の項中「1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「次の各号に定める額」と、「申請戸数で除して得た額を加算した額」とあるのは「加算した額」とする。